

富山県立大学地域連携センター規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 55 条に定める地域連携センターの組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の地域連携センターを富山県立大学地域連携センター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第 3 条 センターは、地域や産業界のニーズの把握に努めるとともに、富山県立大学（以下「本学」という。）の研究成果を積極的に社会へ還元し、地域連携の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)産業界との研究交流等産学官連携の推進に関すること。
- (2)地域連携の推進のためのニーズの把握、相談及びコーディネートに関すること。
- (3)生涯学習、地域との交流の推進に関すること。
- (4)知的財産の創出支援等県立大学教員の研究支援に関すること。
- (5)その他必要な業務に関すること。

(センター所長)

第 5 条 センターに所長を置く。

- 2 所長は、本学の教授のうちから教育研究審議会の意見を聞いて学長が選考する。
- 3 学長は、前項の規定により選考した者を理事長に申し出なければならない。
- 4 所長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 所長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(センター副所長)

第 6 条 センターに学部ごとに副所長 1 人を置く。

- 2 副所長は、本学の専任の教授のうちから教育研究審議会の意見を聞いて学長が任命する。
- 3 副所長は所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 副所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(職員)

第 7 条 センターに職員若干人を置くことができる。

- 2 前項の職員（以下「センター職員」という。）は本学の教授、准教授、講師、助教その他の職員のうちから学長が任命する。
- 3 センター職員は、所長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター運営委員会)

第8条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)センター所長

(2)センター副所長 学部ごとに1人

(3)工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各1人

(4)事務局長

(5)その他学長が必要と認めた者

3 前項第3号及び第5号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第9条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員会に副委員長2人を置き、副所長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門委員会等)

第10条 委員会に、必要に応じ、専門委員会及び実行委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 富山県立大学の設置後最初のセンター所長の選考については、第5条第2項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を経ることを要しないものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 看護学部の設置後最初のセンター所長及びセンター副所長の任期は、第5条第4項及び第6条第4項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。